

南アルプス国立公園の公園計画の一部変更及び 生態系維持回復事業計画の策定の概要

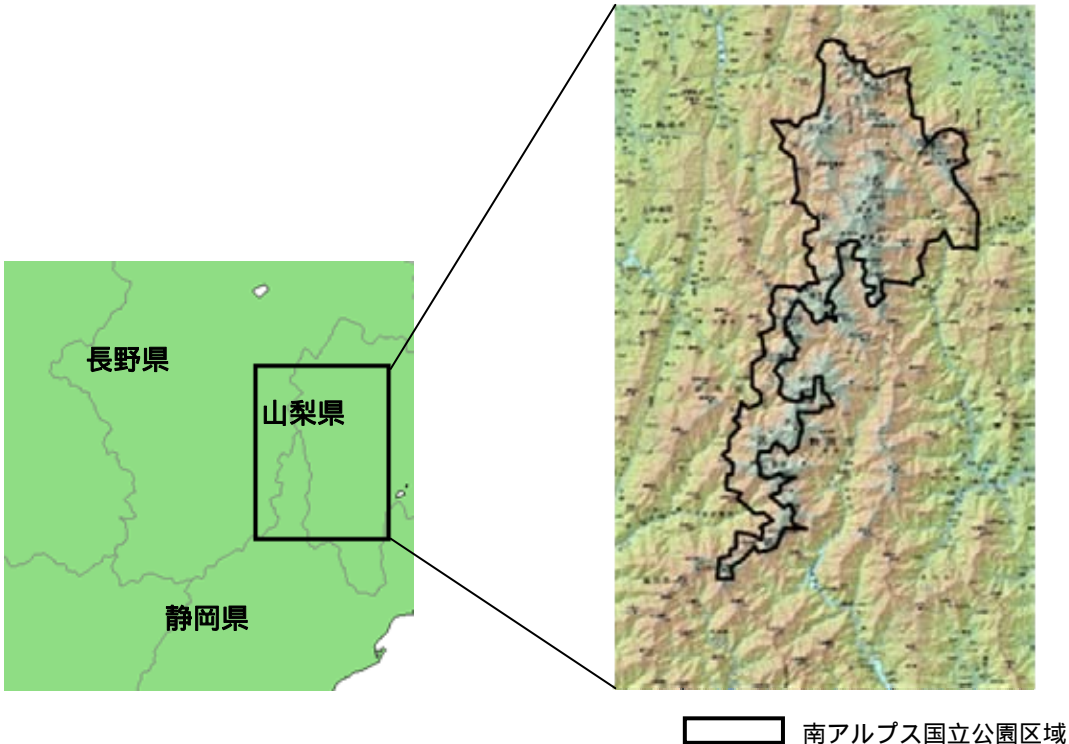
1 経緯

南アルプス国立公園は、昭和 39 年に指定され、昭和 51 年に大井川源流部が原生自然環境保全地域に指定されるのに伴い公園区域を変更した。

公園内には 3,000m 級の山々が連なり、豊かな自然と美しい自然景観からなる日本を代表する山岳地である。その主要部分を占める亜高山帯及び高山帯には、厳しい自然環境に適応した生物が生息・生育しており、それらには氷河期の遺存種や固有種も多く、生物多様性保全の観点からも重要な地域である。

しかし、1990 年代末からニホンジカの生息域の拡大や個体数の増加により亜高山帯から高山帯の植生への影響が報告されるようになり、その後の 10 年間で急速に影響が拡大し深刻化している。

今回は、植生の保護、ニホンジカの防除等の対策を行い、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、生態系維持回復事業の追加を内容とする公園計画の一部変更を行うとともに、同計画に基づき、生態系維持回復事業計画を策定するものである。



2 公園計画の一部変更（生態系維持回復計画の追加）

ニホンジカの生息域拡大や個体数増加により亜高山帯及び高山帯の生態系への影響が拡大・深刻化していることから、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除等の対策を行う。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行う。

3 生態系維持回復事業計画の策定

生態系維持回復事業計画の名称

南アルプス国立公園 南アルプス生態系維持回復事業計画

生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 23 年から平成 28 年 3 月 31 日まで

生態系維持回復事業の目標

省略

生態系維持回復事業を行う区域

南アルプス国立公園全域

生態系維持回復事業の内容

省略

生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略